

HOPEニュース

平成28年4月号

ACT SYSTEM
Heartwarming Medical System for YOU

TEL 097-540-7555

3月中旬より、暖かい日にも恵まれ今年の桜は、予想より早く21日に東京で開花が確認されました。大分市内ではまさに今が満開です。1年に1度しか見られない『桜』を、ゆっくと堪能できるといいのですが、『お花見』をする時間もないまま、葉桜になってしまいそうで残念です。さて、今年は2年に一度の大改定が行われました。改定作業及び事前準備と皆様のご協力に感謝致します。ありがとうございました。『平成28年4月改定への対処』の付録5には、【新設】された【外来後発医薬品使用体制加算】の算定及び施設基準の届けに必要な【割合】計算についての説明がございます。必要に応じてご確認くださいませよう、お願い致します。



平成28年度診療報酬改定

後発医薬品の使用促進等について①

診療所における後発医薬品使用体制の評価

- 後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、院内処方を行っている診療所であって、後発医薬品の使用割合の高い診療所について、後発医薬品の使用体制に係る評価を新設する。

処方料	
(新)	外来後発医薬品使用体制加算1 (70%以上) 4点
	加算2 (60%以上) 3点

【施設基準】

- ① 診療所であって、薬剤部門又は薬剤師が後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の使用を決定する体制が整備された診療所であること。
- ② 当該保険医療機関において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した使用薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量が、外来後発医薬品使用体制加算1にあつては70%以上、外来後発医薬品使用体制加算2にあつては60%以上であること。
- ③ 当該医療機関において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上であること。
- ④ 後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいる旨を当該保険医療機関の受付及び支払窓口等の見やすい場所に掲示していること。

平成28年度診療報酬改定

後発医薬品の使用促進等について②

後発医薬品使用体制加算の指標の見直し

- 後発医薬品使用体制加算における後発医薬品の割合に、「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」で示された新指標を用いるとともに、後発医薬品使用率の向上に伴う基準の見直しを行う。

現行		改定後	
後発医薬品使用体制加算1 (旧指標で30%以上)	35点	後発医薬品使用体制加算1 (新指標で70%以上)	42点
後発医薬品使用体制加算2 (旧指標で20%以上)	28点	後発医薬品使用体制加算2 (新指標で60%以上)	35点
		後発医薬品使用体制加算3 (新指標で50%以上)	28点

旧指標	新指標
後発医薬品の採用品目数	後発医薬品の数量
全医薬品の採用品目数	後発医薬品あり先発医薬品+後発医薬品の数量

一般名処方加算等の見直し

- 後発医薬品の更なる使用促進を図るため、後発医薬品が存在する全ての医薬品を一般名で処方している場合の評価を新設する。

現行		改定後	
一般名処方加算	2点	一般名処方加算1	3点
		一般名処方加算2	2点

【算定要件】	【算定要件】
交付した処方せんに1品目でも一般名処方が含まれている場合に算定する。	交付した処方せんに1品目でも一般名処方が含まれている場合には加算2を、後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合には加算1を算定する。

- 処方時に後発医薬品の銘柄を記載した上で変更不可とする場合には、処方せんにその理由を記載する。



他に、湿布薬の用法等で処方箋及びレセプトに掲載する必要のものがございますので、今一度【平成28年4月改定への対処】をご覧くださいませようお願い申し上げます。